

電子メール等残存ファイルの法的性格と ネットワーク管理者の責任

『法政大学総合情報センター研究年報』2000（平成12）年度、pp.3-13.

市ヶ谷情報センター長、経営学部教授 林 直嗣

1. はじめに

インターネットの急速な発展に伴って、電子メールやホームページを巡る法的トラブルや犯罪も急激に増加しつつある。ニフティ事件では、パソコン通信の電子会議室において、揶揄的・侮辱的発言を書き込まれた個人が、書き込みをした者に対し名誉毀損に当たるとし、また電子会議室を運営・管理するシステム・オペレーター、主宰者のプロバイダーに対しては必要な措置を執るべき作為義務があるとして訴えたところ、一審判決では原告の請求が認められた^(注1)。また都立大学事件では、大学のシステム内のホームページで名誉毀損に当たる表現をされた個人が、大学に抗議したにも関わらず削除されなかったことに対して、発信者とネットワーク管理者である大学を訴えたところ、発信者の名誉毀損は認められたが、ネットワーク管理者の削除義務は極めて限定的な場合に限られるとし、認められなかった^(注2)。判例は徐々に積み上がっているものの、日本ではインターネットの歴史が未だ浅いため、インターネット上の表現行為についてはさまざまな法的問題が生じつつある。

憲法は第21条第1項で表現の自由を保障し、第2項で通信の秘密を保護している。郵便や電話、電子メールなどで情報を伝達することは「通信」であり、それらを扱う「コモン・キャリア」としての事業者は、「通信の秘密」を守りながら、そのまま伝達するべきものとされる。これに対して放送、電子会議室、ホームページなどは電氣的・電子的な「通信」であり、情報を送信・受信すると同時に、「表現」としての性格を併せ持ち、「表現の自由」を保障される。コミュニケーションの相手が特定の個人だけに閉ざされているか、不特定多数に開かれているかで、秘密を守るべき「通信」か自由を保障されるべき「表現」かの違いが生じる。しかしさらに複雑なことに、ホームページ上での表現は不特定多数に開かれている「表現」であるが、そのホームページを作るhtmlファイルは所有者だけがアクセス権を持つ個人所有物であって、第三者がそのhtmlファイルに無断でアクセスして書き換えれば、不正アクセス防止法違反の犯罪^(注3)となる。

最近法政大学市ヶ谷情報センターにおいて、死亡した学生の遺族から生前のメールが残って見せてほしいという閲覧申請が提出された。しかし、市ヶ谷情報センターが管理するメール・サーバー及びファイル・サーバーに保存されているユーザー個人のメール・ファイルは、「信書」と同様に受取人に所有権があり「通信の秘密」を守られるべきものであるのか、それとも「大学が業務上取得・作成した個人情報」であるのか、見解の違いが生じた。前者であれば、大学はメール・ファイルをそのまま相続人に閲覧させるべきであり、受取人の許諾なくメールを開披して「通信の秘密」を侵すことは犯罪となり、記載事

項を受取人の許諾なく書き換えることは違法となる。逆に後者であるならば、大学が管理・所有する成績情報ファイルと同様に大学はこれを閲覧することもできるし、必要なら記載事項を書き換えることもできる。

こうした見解の対立があつて、当該メール・ファイルを遺族に開示する手続きにおいて齟齬や間違いが生じた。そこで、今後こうしたことが生じないように、メール等残存ファイルの取扱いに関するガイドラインを定め、それに従って正しい処理を行うことになった。本稿は、その背景となる法的な考え方や理論をまとめたものである。

2. 郵便物の所有権と相続

電子メールは「信書」ないしそれに準じた性格をもち、憲法上その「通信の秘密」を守るべきものと通説では考えられているので^(注4)、先ず郵便物の郵便法上の所有権と相続について明らかにするために、総務省・郵政事業庁の見解を整理しまとめておく^(注5)。

郵便物は正当な手続きで配達完了した時点で、所有権は差出人から受取人へ移る。よって受取人の郵便受けに正当に配達完了した郵便物を、差出人も郵便局も取り戻すことは法的にできない。郵便法第 43 条第 1 項によれば、郵便物の差出人は、当該郵便物の配達前又は交付前に限り、省令の定めるところにより、あて名の変更又は取り戻しを請求できる。配達完了してない配達途中では、郵便物の所有権は未だ差出人にあるので、差出人から正当な法的手続きに基づいて取り戻し請求があつた場合には、技術的に可能な限り取り戻しに応じるが、できない場合には応じられない。

憲法の要請を受け、郵便法第 8 条では、郵便物の検閲を禁止し、第 9 条第 1 項では、郵政事業庁（旧郵政省）の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない、と定めている。配達の過程にある郵便物・信書を開披すれば、郵便法上の「郵便物を開く等の罪」あるいは「信書の秘密を侵す罪」に該当し、刑法の信書開披罪より重く処罰される。郵政事業庁（旧郵政省）の取扱中に係る郵便物を、正当な事由なく開き、毀損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、「郵便物を開く等の罪」に該当し、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（第 77 条）。また郵政事業庁（旧郵政省）の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、「信書の秘密を侵す罪」に該当し、1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処せられる（第 80 条第 1 項）。さらに郵便の業務に従事する者が同罪を犯せば、2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（第 80 条第 2 項）。

差出人から受取人宛に出され、配達完了した信書は、受取人が死亡したからといって郵便局が郵便受けから再度取り出して差出人に返還されるものではない。また差出人が受取人住所まで行って郵便受けから黙って自分が出した信書を持ち帰ることはできない。つまりいったん出して受取人の郵便受けに届いてしまった信書は、差出人に取り戻し請求権はない。郵便受けに配達された時点で当該信書の所有権は、受取人に移転するので、受取人が死亡したのであれば、その所有物は当然相続人に相続される。受取人の郵便受けに正当に配達された郵便物は受取人に所有権が移転しているので、受取人以外の第三者がそれを無断で取つた場合には、郵便法の管轄ではなく刑法の管轄となる。

また刑事訴訟法 218 条に基づく強制捜査などの場合は、正当な法的手続きに従って配達途中の郵便物を差し押さえることがある。

電子メールは郵便法の対象外であり、電気通信事業法などの対象である。

3. メール・ファイルの所有権と相続

電子メールは電気通信設備を用いて提供される電気通信サービスであるから、電気通信事業法あるいは有線電気通信法の対象となる。そこでメールの所有権と相続に関する法的な取扱いについて、総務省の見解を整理しまとめておく^(注6)。

メールの場合は、郵便受けである受取人のメール・スプールにメールが届いた時点で正当な配達は完了し、メールを見るアクセス権は受取人だけのものとなる。よってメール・スプールに正当に配達されたメールを、差出人も電気通信事業に従事する者（または大学等のネットワーク管理者）も勝手に取り出すことは法的にできない。受取人以外の第三者が配達されたサーバー上のメールを開披すれば、電気通信事業法第4条もしくは有線電気通信法第9条の「通信の秘密を侵す罪」に該当し、前者の法第104条第1項もしくは後者の法第14条第1項により「2年以下の懲役または50万円以下の罰金」と刑法の信書開披罪より重く処罰される。また電気通信事業もしくは有線電気通信業務に従事する者が同罪を犯した場合には、前者の法第104条第2項もしくは後者の法第14条第2項により「3年以下の懲役または100万円以下の罰金」とさらに重くなる。

メールの場合は差し出した直後に正当な配達が終わってしまうので、いったん差し出したら配達途上にあつて差出人が取り戻し請求をするということはない。差出人が出したアドレスや内容等すべての情報は、電磁的記録物としてメール・スプールにほぼ瞬時に配達が終わるので、差出人も電気通信事業者（または大学等のネットワーク管理者）も受取人固有のアクセス権を侵してそれを閲覧・加工することは違法となる。

受取人が死亡した場合には、サーバー上に残存した本人のメール等のファイルは相続人が相続する権利をもつと解釈できる。

ただし刑事訴訟法218条に基づく強制捜査などの場合は、正当な法的手続きに従ってサーバー上のメール等のファイルを差し押さえることがある。

4. 電気通信事業法と有線電気通信法における通信の秘密の保護

電気通信事業法では、第2条で電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業を電気通信事業と定義し、第6条では自ら電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業を第一種電気通信事業、それ以外の電気通信事業を第二種電気通信事業と定めている。さらに第21条では後者を二つに分け、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供し、当該電気通信設備が他の電気通信事業者の専用通信回線を介して公衆通信回線設備を相互に接続して、電気通信役務を提供できるように構成されているもの、及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するものを、特別第二種電気通信事業とし、それ以外を一般第二種電気通信事業と規定している。

第一種電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣（旧郵政大臣）の許可を受けなければならない（第9条第1項）。特別第二種電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣（旧郵政大臣）の登録を受けなければならない（第24条第1項）。また一般第二種電気通信事

業を営もうとする者は、総務大臣（旧郵政大臣）に届け出なければならない（第 22 条第 1 項）。これらの許可を受けた者、登録を受けた者、届出をした者は、電気通信事業者（第 2 条 5 項）という。

このように電気通信事業法は、電気通信事業を営もうとする者に対して、許可・登録・届出などの義務を課しているが、それに違反した者には罰則を科している。先ず第 9 条第 1 項の規定に違反して第一種電気通信事業を営んだ者は、3 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（第 100 条）。第 24 条第 1 項の規定に違反して特別第二種電気通信事業を営んだ者は、1 年以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（第 103 条）。第 22 条第 1 項の規定に違反して一般第二種電気通信事業を営んだ者は、30 万円以下の罰金に処する（第 108 条）。

電気通信事業者の取扱中に係る通信については、第 3 条で検閲を禁止している。また第 4 条第 1 項では、通信の秘密を侵してはならないとし、第 2 項では、電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならないとしている。そして電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密を侵した者は、2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する（第 104 条第 1 項）。さらに電気通信事業に従事する者がこの行為をしたときは、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する（第 104 条第 2 項）。しかもこれらは未遂罪でも罰せられ、親告罪ではない。

これらの行為に対する処罰は、電気通信事業者の取扱中に係る通信に対しては当然適用される。しかし電気通信事業を行いながらも、何らかの過失・故意または慣例によって許可を受けず、登録を受けず、また届出をしていない者は、まだ電気通信事業者として公式に認定されていないので、その者が扱う通信は「電気通信事業者の取扱中に係る通信」とはいえず、同じ行為が行われても処罰の対象とならないのか。答えは否である。電気通信事業を営もうとする者は、許可を受けたり、登録をしたり、届出をする義務を負うのであって、この義務を怠った場合、電気通信事業者として手続き上まだ認定されていないから電気通信事業法の適用を受けないというのではなく、前述の通りまさに電気通信事業法に従い登録・届出義務違反の罰則を科せられる。また登録・届出等をしないまま電気通信事業を行う過程で、通信の秘密を侵すなどの犯罪をした場合にも、電気通信事業者として手続き上まだ認定されていないから電気通信事業法の適用を受けないというのではなく、まさに電気通信事業法上の罰則を科せられる。

第 6 条の定義に該当する典型的な第一種電気通信事業者には NTT や KDDI などがあり、第 21 条の定義に該当する典型的な特別第二種電気通信事業者には IIJ などがあり、また一般第二種電気通信事業者には nifty や biglobe などがある。第一種及び特別第二種は、国際線バックボーンを自前で設置しており、いわゆる上位プロバイダーと呼ばれている。nifty 等の一般第二種はそれをもたない点が異なる。

官庁や企業、大学などが内線電話と同様に自営のために電気通信設備を設置して電気通信業務を営む場合は、「他人の需要に応ずるための電気通信事業」とは認められないので、例え不特定多数を対象としなくても、これらは一般第二種電気通信事業者には該当しない。ただし内線電話が及ばない範囲の卒業生にまで需要対象を拡大すれば、自営の電気通信の範囲を超えるであろう。こうした自営電気通信については、有線電気通信法が適用される。同法第 2 条では、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的

方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることを有線電気通信と定義している。有線電気通信設備を設置しようとする者は、総務大臣（旧郵政大臣）に届け出なければならない（同法第 3 条第 1～3 項）、これに違反して届出をしなかった者は、10 万円以下の罰金に処する（同法第 17 条）。

有線電気通信の秘密についても、第 9 条でこれを侵してはならないとし、有線電気通信の秘密を侵した者は、2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処し（第 14 条第 1 項）、有線電気通信業務に従事する者が同罪を犯したときは、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する（第 14 条第 2 項）。しかもこれらは未遂罪でも罰せられる。また親告罪ではないので、被害者本人が告訴しなくても、告発できる。憲法 21 条の通信の秘密を保護するため、電気通信事業法でも有線電気通信法でも量刑はまったく同じである。

5. ニフティ等電気通信事業者の守秘義務

代表的なプロバイダーであるニフティは、以下のように個人が所有する情報や通信の秘密を厳格に守秘している。大学といえども同様のネットワーク管理業務に携わるからには、同様に厳格な守秘義務を負い、原則としていかなる第三者にも開示することはできない。

ニフティ会員規約と事務手続き

（解約による利用権の消滅）

ニフティ会員規約第 10 条第 2 項により、「会員資格は一身専属性のもの」であり、第 3 条により第三者への利用権の譲渡を禁止しているため、利用者の解約による退会でその利用権は消滅する。死亡の場合は、第 10 条第 2 項「ニフティは当該会員の死亡を知り得た時点をもって、前項届け出があったものとして取り扱い」、その相続人に利用権は相続されない。

（口座の抹消）

第 10 条第 1 項「会員がサービスの利用を解約する場合は、所定の方法にてニフティに届け出るものとし」、解約書類提出後、口座を抹消する。

（残存ファイルの取扱い）

第 35 条第 1 項「ニフティは、電気通信事業法第 4 条に基づき、会員の通信の秘密を守るものとし」、会員の同意なしではそのいかなるファイルも閲覧しないし、閲覧させない。ただし同条第 2 項「刑事訴訟法第 218 条の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、ニフティは、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。」また第 34 条第 2 項「ニフティは、会員の個人情報を、サービスの提供以外の目的のために利用しないとともに、第三者に開示、提供しないものとします。」

会員の死亡通知を遺族から得た場合、住民票か健康保険証の提出により遺族であることを確認し、とくに開示請求がなければ解約書類を提出後に口座を抹消する。開示請求があった場合、故人のパスワードで遺族にファイルを見てもらうか、パスワードが不明の時は

仮パスワードを発行して遺族にファイルを見てもらい、解約書類を提出後に口座を抹消する。この期間は通常1週間から長くて1ヶ月である。紙でプリントを出してほしいという要望があっても、ニフティがその中を閲覧することになるので、一切応じられない。

6. 「個人情報」の定義

法政大学の個人情報保護規程の対象となる個人情報とは、大学が業務を通じて取得・加工・所有・管理する個人に関する情報であり、成績情報、学籍情報、履修登録情報、図書貸出記録情報、情報センター利用登録者名簿、パソコン借用者リストなどをいう。学生・教職員個人に宛てた信書やメールは各個人が所有権を持つ情報であり、大学のメールボックスに保管されているからといって、大学の所有物ではなく、個人情報保護規程の対象となる個人情報ではない。個人宛の信書やメールを大学のある機関が職務上取得または作成した個人情報などと称して、本人またはその相続人の許諾なく勝手に開封して中の情報を取得・加工・管理することは、違法行為（信書開披罪ないし通信の秘密を犯す罪、及び私文書変造罪）となる。同様に現金や図書券等が入っている郵便物が大学のメールボックスに保管されている場合、大学のある機関またはある教員が職務上取得・作成したものと称してこれを勝手に開披して取れば、違法行為（業務上横領罪または窃盗罪）となる。

なお法政大学個人情報保護規程第2条によれば、以下のように定義される。

「この規定における用語の定義を次のとおり定める。

(1) 個人情報 現在及び過去の大学の教職員、学生、生徒並びに大学にかかわるその他の者（以下「教職員、学生等」という）について、大学が職務上取得または作成した個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又識別されうるものをいう。」

7. 個人情報保護基本法制に関する大綱

先頃、個人情報保護法制化専門委員会が策定した大綱では、個人情報を以下のように説明しており、上述の見解と完全に一致している。

（個人情報保護基本法制に関する大綱）

「現在、民間事業者等は日常的な取引に伴い、又は調査等により、大量の個人情報を取得し、蓄積している。近年の情報通信技術の発展は、これらの個人情報について、顧客管理等への利用にとどまらず、顧客サービスや経営効率の改善、新規事業の開発等への利用の観点から大量かつ高度な処理を可能にするとともに、事業の展開に対応した広範な流通をも可能にしてきている。民間事業者等によるこのような個人情報の利用は、今や事業活動に欠かせないものであり、高度情報通信社会においては、個人の便益を飛躍的に増大させ経済社会の発展に資するものであるが、一方、その取扱いの態様によっては、個人の権利利益を損なうおそれをも増大させている。

このため、本基本法制においては、民間事業者等のうち、電子計算機等を用いて検索することができるよう体系化された個人情報の集合体（以下「個人情報データベース等」という。）を事業の用に供している一定の事業者（以下「個人情報取扱事業者」（仮称）という。）を特に法制度の整備の緊要度が高い者として位置付け、それらに対する必要な制度を

整備するものである。」

8. メール等の残存ファイルの法的性格

メール等の残存ファイルの法的性格は以下の通りであり、法政大学個人情報保護規程の対象となる「大学が職務上取得または作成した個人に関する情報」と混同するべきではない。

(メール等の定義)

電子メールは、憲法（通信の秘密）、刑法、郵便法などでいう「信書」に準じる通信手段である。憲法は第 21 条第 1 項で表現の自由を保障し、第 2 項で通信の秘密を保護している。郵便や電話、電子メールなどで情報を伝達することは、コミュニケーションの相手が特定の個人だけに閉ざされているために、「通信」であり、それらを扱う「コモン・キャリア」としての事業者は、「通信の秘密」を守りながら、そのまま伝達すべきものとするのが確立した通説である。

法政大学学術教育情報ネットワーク規程第 8 条では、「個人として発信した文書及び制作物は、利用者において管理し責任を負う」と明確に定めているので、メールは「信書」に準じた取扱いになっており、個人情報保護規程第 2 条の定義に照らしてもメールは「大学が取得・作成した個人情報」ではない。メール・ファイルは、技術的に本人以外のいかなる第三者のアクセス権も認めておらず、閲覧を禁止しているので、「信書」と同様の取扱いになっており、「大学が業務を通じて取得・作成」することはありえない。

(メールの配信と開封)

発信者が電子メールを発信後、受信側のメールサーバーが受信して受信者個人のスプールに配信した時点で、契約した情報センター（プロバイダー）は受信者に配達したものと見なす。その時点からメールの所有者は受信者であり、情報センターは単なるその保管施設の提供者にすぎない。受信者はクライアントからメールソフトを使用してスプール上の着信メールを見ることにより、開封したものと見なす。情報センターは、メールサーバー管理者ゆえ、スプール上に個人宛メールが残っている限りそのすべての情報を見ようとすれば技術的にはできるが、当該個人の許可なくそれを開披して「通信の秘密」を侵すことは、禁止しており、違法である（有線電気通信法第 9 条、電気通信事業者の場合は電気通信事業法第 4 条）。

(メールの所有権・管理権およびその保管)

メールを構成している宛先、差出人、サブジェクト（内容の題目）、内容のいずれの情報も、差出人は受取人に伝え、メールが配達完了後は受取人の所有に移転することを了解の上で、発信する。したがってメールが配達完了後は、それらすべての情報は差出人の著作権を侵さない限りにおいて、受取人が所有・管理する情報である。受取人であるユーザー（利用登録者）はメールを開封して見ることも削除することも返信のために加工することも自由に処理・管理できるので、大学の施設内で各ユーザー自身が所有・管理する情報で

ある。

そもそもユーザーがサーバー上のメールを個人のフロッピー等に取り込んで管理し、サーバー上のメールを消去すれば、情報センターがそれを閲覧・改変することは一切不可能となる。よってメールを構成するすべての情報の所有・管理権はユーザー個人にあり、情報センターや大学が業務を通じて取得・作成する情報ではありえない。その他のファイルもすべて個人が自分のフロッピーに保存すれば、大学のサーバーに残存しないので、大学が取得・作成する情報ではありえない。

情報センターは有料で、メールを配信し、その保管場所を提供し、一時的にそれを預かり保管する義務を負うが、その所有権を有しない。情報センターはファイルがサーバーに残存している場合に限り、それらをたまたま一時的に預かり保管責任を負うだけで、所有・管理権はない。ファイルがサーバーに残存している時は大学に所有・管理権があり、ファイルが個人のフロッピーに移った途端に個人に所有・管理権が移るという解釈はまったくの誤解である。

したがってメールスプールに保存された電子メール、また **www** サーバーに保存された **html** ファイル、ファイルサーバーに保存されたデータファイルなどは、ユーザー個人が所有権を持つ情報であり、成績情報のように大学が収集・加工・管理・所有している個人情報には該当しない。よって残存ファイルの処理は、個人情報保護委員会ではなく、情報センターの管轄である。

ユーザー個人の所有物であるメール・ファイルを、第三者が本人の許諾なく勝手に開披・閲覧すれば、刑法の「信書開披罪」より重い有線電気通信法の「通信の秘密を侵す罪」に該当し、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。因みに「信書開披罪」の場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。また有線電気通信設備の設置者である大学の業務に従事する者が同罪を犯せば、さらに刑罰は重く3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。また他人の署名した事実証明に関するメール・ファイルの記載事項を、所有者である受信者に無断で書き換えれば、刑法の「私文書変造罪」(第159条第2項)に該当する。人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する事実証明に関する電磁的記録を不正に作ったり、供用したりした場合は、「電磁的記録不正作出又は供用の罪」(第161条の2)に当たる。

(死亡によるセンター利用権の消滅と口座の抹消)

契約した受信者が死亡した場合、情報センター利用規程第6条により第三者への利用を禁止しているので、学生の死亡によりその利用権は消滅し、相続人に利用権は相続されない。また第5条2項によりセンター利用の有効期間は本学在籍期間と定めてあるので、通常の信書と異なって、生前に本人とは有効期間付きメールサービスとして契約している。したがって死亡退学の措置と同時に当該アカウントを抹消できる。

(死亡によるメールの相続)

しかし有効期間内にスプール上に受信してあるメールは、相続財産として相続人が相続する権利をもつ。相続人は相続財産の確認と確定のために、メールを開披してもらう権利をもつ。残存ファイルがある場合には情報センターは口座抹消以前に相続人にそれを相続

するかどうか尋ね、相続する場合には相続人からの開示請求に基づいて、情報センターは開示に協力する必要がある。適切な手段でメールを相続人に開示するとともに、適当な時期にすべてのファイルを消去し、アカウントを抹消することが妥当である。

9. 違法行為に基づく通信の秘密の制限

(違法行為等の容疑に基づく通信の秘密の制限)

ただし通信の秘密は絶対的ではなく、メールやホームページ等の当該ファイルの利用が教育・研究目的に著しく反し、法律や学則に違反すると疑う十分な客観的証拠があるときに、刑事訴訟法第 218 条による強制調査のように、正当な法的手続きないし学則上の手続きに基づく捜査・調査の必要が提示される場合には、当該捜査・調査機関に対し情報センターは当該ファイルを本人や相続人の許諾なく開示し、引き渡すことがある。

(違法行為等の立証と処罰、及び無罪の場合)

その結果違法行為・学則違反行為が立証されれば、当該機関による審議の結果本人の処罰が決定されることもありうる。情報センター自身が当該調査機関になる場合もあり、当該ファイルの調査の結果、学則違反が立証されれば、ファイルの削除、口座の利用停止、登録の抹消などの処罰を科すことを決定できる。

処罰決定までの間、調査の目的で当該ファイルを本人の許諾なく預かり保管するが、ファイル所有権が本人から大学の調査機関に移転するわけではないので、大学が勝手に取得・加工・作成することは許されず、当然通信の秘密の守秘義務を負う。

処罰決定に基づいて、ファイルを本人に返却してサーバーから消去したり、あるいは重い場合には返却せずにサーバーから消去することがある。しかし審議の結果無罪と判定された場合には、当該ファイルを大学の調査機関が保管する権利はなく、本人に返却しなければならない。その際知り得た当該ファイル等個人の秘密に関する情報は、守秘義務の対象となる。

(違法行為等に基づかない開示の違法性)

こうした問題は違法行為・学則違反行為に基づく通信の秘密の制限であり、「大学が取得・作成した個人情報」だから閲覧するのだという論理とはまったく無関係である。逆に違法や学則違反の容疑がなく、正当な手続きに基づく捜査・調査の必要も提示されていないにも係わらず、個人のメールは「大学が取得・作成した個人情報」だからなどと称して、第三者が本人や相続人の許諾もなく開披・閲覧すれば「通信の秘密を侵す罪」に当たる。また他人の署名した事実証明に関するメール・ファイルの記載事項を、所有者である受信者に無断で書き換えれば、刑法の「私文書変造罪」に該当する。

(個人情報として大学が保存する場合)

有罪・処罰決定後に処罰記録を大学が業務として保存する場合には、その中に本人の当該ファイルが学則違反行為の証拠として保存されることがある。これは大学が業務上取得・作成した個人に関する情報となるので、個人情報保護規程の対象となる。事件の調査、

処罰決定、処罰記録保存の過程で、その際知り得た当該ファイル等個人の秘密に関する情報は、有線電気通信法上の守秘義務の対象となり、これを漏洩した場合には「通信の秘密を侵す罪」に当たる。

注

本稿の作成過程で、堀内捷三教授、浜川清教授、村田敏弁護士から貴重なコメントを頂いたことに謝意を表す。ただしありうべき誤りについては、すべて筆者の責任である。

(注1) 東京地裁 1997 (平成9) 年5月26日判決、判例時報 1616号 22～44頁。

(注2) 東京地裁 1999 (平成11) 年9月24日判決、判例時報 1707号 139～146頁。

(注3) 正式には不正アクセス行為の禁止等に関する法律。第3条で不正アクセス行為を禁止し、第8条で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金と、罰則を定めている。

(注4) 例えば、松井茂記「インターネット上の表現行為と表現の自由」(高橋和之・松井茂記編著『インターネットと法』第2版、第1章、有斐閣、2001年)を参照。

(注5) 総務省郵政企画管理局の担当係官から得た回答であるが、同省の公式見解とは必ずしもまったく同じとは限らないかもしれない。

(注6) 総務省総合通信基盤局の担当係官から得た回答であるが、同省の公式見解とは必ずしもまったく同じとは限らないかもしれない。